

京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則及び京都市立西京高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月25日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第17号

京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則及び京都市立西京高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「第10章 補則(第28条)」を「第10章 中高一貫教育(第27条の2) に
第11章 補則(第28条) 」

改める。

第10章を第11章とし、第9章の次に次の1章を加える。

第10章 中高一貫教育

(中高一貫教育)

第27条の2 京都市立西京高等学校附属中学校(以下「附属中学校」という。)においては、学校教育法第51条の10の規定により、京都市立西京高等学校における教育と一貫した教育を施すものとする。

2 附属中学校の教育課程については、あらかじめ京都市立西京高等学校と協議を行い、編成するものとする。

(京都市立西京高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 京都市立西京高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 本校は、学校教育法第51条の10の規定により京都市立西京高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）における教育と一貫した教育を施すものとする。

第9条に次の1項を加える。

- 2 全日制の課程の教育課程については、あらかじめ附属中学校と協議を行い、編成するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)